

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体名は、RTF 教育ラボ という。

(主たる事務所)

第2条 この団体の主たる事務所を、東京都杉並区梅里 1-13-14-201 におく。

第2章 目的及び事業内容

(目的)

第3条 この団体は、学校教員および講師にむけての研修・講座や、授業力向上のサポートやコーディネート、教員を志望する学生や社会人に対するサポート、大学における講義や講演、児童や生徒向けの講座の実施やコーディネートを通して、日本の未来の教育の創造に寄与していくことを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 現職教員向け研修
- ② 教育委員会及び学校の研究授業、校内研修の講師
- ③ 大学における講義、講演
- ④ 学力向上、授業力向上のサポートやコーディネート
- ⑤ 教員志望者へのサポート
- ⑥ 児童や生徒向けの講座の実施、およびサポートやコーディネート
- ⑦ その他団体への講義、講座の実施
- ⑧ その他団体への人材育成サポート
- ⑨ その他キャリア教育に係る事業
- ⑩ その他インターネットを経由する教育に関する情報提供